

青森県報

第三千九十四号

平成二十一年
六月八日
(月曜日)

目次

告 示

障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経 理 課) ……一
 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(県 民 局) ……一

公 告

第一種大規模小売店舗立地法特別区域の決定……………(経営支援課) ……二
 第二種大規模小売店舗立地法特別区域の決定……………(同) ……二
 教育委員会……………(同) ……二

平成二十一年度教科書展示会の時期及び場所……………(学校教育課) ……三

告 示

青森県告示第三百九十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
特定非営利活動法人和生	和生	十和田市東二番町二六の三	居宅介護 重度訪問介護	ヘルパーステーション	十和田市東二番町二六の三	平成三〇・六一
医療法人仁泉会	八戸市大字尻内	八戸市大字尻内町字直田八一	居宅介護 重度訪問介護	訪問看護ステーション えがおみよ	八戸市大字妙字 分枝三一	"
医療法人仁泉会	八戸市大字尻内	八戸市大字尻内町字直田八一	居宅介護 重度訪問介護	介護老人保健施設 トランドハイツ	十和田市大字相坂字高清水七八四五〇	"
特定非営利活動法人夢	八戸市小中野八丁目一〇の一	八戸市小中野八丁目一〇の一	居宅介護 重度訪問介護 行動支援	ヘルパーステーション ゆめ	八戸市小中野八丁目一〇の一	"
特定非営利活動法人JOY	青森市大字油川	青森市大字油川九字千刈一一五の五	就労継続支援A型	就労継続支援A型 事業所「響」	青森市大字油川九字千刈一一五の五	"

青森県告示第三百九十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

- 「株式会社みちのく銀行国道支店」を「青森市中央二丁目」に改める。
- 「株式会社みちのく銀行国道支店」を「青森市橋本二丁目」に改める。

青森県告示第三百九十三号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ

り、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名	期 間
蛇 浦	場 所
下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦二九番地一 中塚 義光 下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷二七番地 八 富岡 弘芳 下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦三九番地 山本 輝男	平成二十一年六月八日から同月二十二日まで
	蛇浦漁業協同組合

公 告

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の決定

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたので、同条第二項の規定によりその内容を次のとおり公告する。

平成二十一年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 弘前市大字駅前町九の一、九の二、九の三、九の四、九の五、九の六、九の七、九の八、九の九、九の一〇、九の一、九の二、九の三、九の四、九の一五、九の一六、九の一七、九の一八、九の一九、九の二〇、九の二一、九の二二、九の二三、九の二四、九の二五、九の二六、九の二七、九の二八、九の二九、九の三〇、九の三一、九の三二、九の三三、九の三四、九の三五、九の三六、九の三七、九の三八、九の三九、九の四〇、九の四一、九の四二、九の四三、九の四四、九の四五、九の四六、九の四七、九の四八、九の四九、九の五〇、九の五一、九の五二、九の五三、九の五四、九の五五、九の五六、九の五七、九の五八、九の五九、九の六〇、九の六一、九の六二、九の六三、九の六四、九の六五、九の六六、九の六七、九の六八

- 九の三一、九の三二、九の三三、九の三四、九の三五、九の三六、九の三七、九の三八、九の三九、九の四〇、九の四一、九の四二、九の四三、九の四四、九の四五、九の四六、九の四七、九の四八、九の四九、九の五〇、九の五一、九の五二、九の五三、九の五四、九の五五、九の五六、九の五七、九の五八、九の五九、九の六〇、九の六一、九の六二、九の六三、九の六四、九の六五、九の六六、九の六七、九の六八

- 二 弘前市大字駅前三丁目二の一、二の四、二の五、二の六、二の七、二の八
- 三 弘前市大字土手町四七の一、四九の一、五六の一、五七の三、五七の四、五九の一、六一の一、六一の三
- 四 弘前市大字表町一の一（一部）
- 五 弘前市大字大町一丁目一の一、一の六、一の七
- 六 弘前市大字土手町七六の一、七六の四、七八の一、弘前市大字山道町二の一、三五、三六の一、三六の三、三七

- 七 弘前市大字土手町一〇七の三、一〇九の一、一一三の一
- 八 弘前市大字土手町一二六の一、一二六の三、弘前市大字上瓦ケ町一の一、弘前市大字代官町二の一、二の三、二の四、二の六、二の一三、二の一四
- 九 弘前市大字一番町七、九
- 十 弘前市大字駅前町一二の一、一二の五
- 十一 弘前市大字土手町一五五の三、一五八の一、一六一の一、一六一の二、一六一の三
- 十二 弘前市大字土手町六の二、弘前市大字一番町一七の三
- 十三 弘前市大字百石町三五の一、三六の一、三八の二

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の決定

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十五条第一項の規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたので、同条第四項において準用する同法第三十六条第二項の規定によりその内容を次のとおり公告する。

平成二十一年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 弘前市大字若党町三三の二、三六の一、三六の二、三六の五、弘前市大字亀甲町五

九の二、五九の三、五九の四、六〇、六三の一

教育委員会

青森県教育委員会告示第五号

平成二十一年度教科書展示会の開催時期、場所等を次のとおり定めただので、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第十一条の規定により告示する。

平成二十一年六月八日

青森県教育委員会

番号	教科書センター名称	展示教科書	所在地及び使用する施設の名称	管理責任者氏名	予備展示期間及び時間	法定展示期間及び時間
1	東青教科書センター	小学校 高等学校	青森市栄町一丁目一〇の二〇 青森市教育研修センター	三上雅生		六月十九日から七月八日まで (土曜日及び日曜日を除く)午前九時から午後四時まで
2	中弘教科書センター	小学校 高等学校	弘前市大字宮園一丁目五の一 弘前市立時敏小学校	木村ナナ		ただし、北五教科書センターは、六月三十日及び七月三日を除く。
3	南黒教科書センター	小学校	黒石市くみの木二丁目七七 黒石市立中郷小学校	阿保淳士		
4	北五教科書センター	小学校 高等学校	五所川原市大字新宮字岡田一六一 五所川原市立五所川原小学校	長尾孝紀	七月十日から七月十七日まで (土曜日、日曜日及び七月十五日を除く)午前九時から午後四時まで	
5	同 深 浦 分 館	同 深 浦 分 館	同 深 浦 分 館	同 深 浦 分 館	同 深 浦 分 館	同 深 浦 分 館
6	同 小 泊 分 館	同 小 泊 分 館	同 小 泊 分 館	同 小 泊 分 館	同 小 泊 分 館	同 小 泊 分 館
7	野辺地教科書センター	小学校	野辺地町立野辺地小学校	高松吉道	七月九日及び七月十日 午前九時から午後四時まで	下北教科書センター大間分館は、七月一日を除く。

10		9	8	
同 五 戸 分 館	三 戸 教 科 書 セ ン タ ー	八 戸 教 科 書 セ ン タ ー	同 大 間 分 館	下 北 教 科 書 セ ン タ ー
中 小 学 校	中 小 学 校	中 小 学 校	中 小 学 校	中 小 学 校 高 等 学 校
三 戸 郡 五 戸 町 立 五 戸 小 学 校	三 戸 郡 三 戸 町 大 字 川 守 田 字 蘭 根 二 五 の 一	八 戸 市 諏 訪 一 丁 目 二 の 四 一	下 北 郡 大 間 町 大 字 大 間 字 狼 丁 三 七 の 二	む つ 市 桜 木 町 一 九 の 一 む つ 市 立 大 湊 中 学 校
岩 間 和 章	秋 元 正 孝	前 田 稔	佐 藤 健 介	佐 藤 孝 志
			七 月 九 日 午 前 九 時 か ら 午 後 四 時 ま で	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭